

つがる市の農業を応援します

農業振興事業の申請(申し出)を受け付けします。

1 農業機械・施設導入等事業

(ア)共同利用農業機械・施設導入等事業(国・県等の補助事業で補助対象となっていないものに限る)

対象施設経費等	事業主体	対象経費(税抜き)	補助金の額
機械・施設および更新する経費	5戸以上で構成された組織	共同利用機械、施設 耐用年数5年以上、取得価格30万円以上	確定額の1/4以内 限度額100万円
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	5戸以上で構成された組織	農業に関する資格・免許取得に必要な経費(交通費・宿泊費等除く)	確定額の1/2以内 限度額20万円
	20戸以上で構成された組織(農協等の部会は除く) 3戸以上で構成された組織(40歳未満の若手農業者や後継者)	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費(飲食費等除く)・会議資料作成費検査調査費・試験研究費	確定額の1/2以内 限度額15万円

(イ)6次産業化促進事業

対象施設経費等	事業主体	対象経費(税抜き)	補助金の額
6次産業化のための機械・施設および更新する経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または組織	・機械設備等購入経費 耐用年数5年以上、1台30万円以上 ・6次産業化のための、加工施設の新設、改修、修繕費	確定額の1/2以内 限度額200万円
6次産業化のための新商品開発に伴う初期経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または組織	6次産業化のための、新商品開発に伴うデザイン費・検査調査費	確定額の1/2以内 限度額15万円

(ウ)園芸施設用パイプハウス導入事業(園芸施設用パイプハウス導入経費)

事業主体 認定農業者で、導入ハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する農業者(3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出していただきます)

対象経費(税抜き) 新設する園芸施設用パイプハウス4,300円/m²を上限

補助金の額 ①国・県の補助を受けない場合 3/10以内、1申請者当り上限50万円
②国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1申請者当り上限15万円

(エ)果樹共同防除組織体制強化事業(機械・施設導入およびリース経費 ※スピードスプレーヤー・揚水ポンプ施設等)

事業主体 新設する施設の受益面積がおおむね現状10ha以上で、前年度よりおおむね1ha以上受益面積が拡大し果樹共済加入率がおおむね50%以上の共同防除組織

対象経費(税抜き) 共同防除機械・施設(耐用年数5年以上、1施設350万円以上)、リースの場合は国・県の補助を受けた機械・施設

補助金の額 (購入) ①国・県の補助を受けない場合 3/10以内、1施設当り上限150万円
②国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1施設当り上限50万円
(リース) ①国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1施設当り上限50万円

(オ)果樹防風網張替等事業

事業主体 つがる市内の樹園地で、園芸施設共済事業等へ加入している農業者

対象経費(税抜き) 張替用防風網購入費用および設置費用

補助金の額 補助対象経費の3/10以内の額 1申請者当たり上限30万円

2 堆肥等利用促進土づくり対策事業(つがる市農業振興地域内の農地が対象)

事業主体 水稲・野菜・花き・果樹作付け農業者および組織

対象経費(税抜き) 10a当たりの限度量: 堆肥 水田・普通畑3t、砂丘畑5t、粉炭 各農地共通135kg 融雪剤45kg

補助金の額 確定額の1/2以内、限度額10万円

3 りんご黒星病防除対策事業(つがる市内の樹園地内が対象)

事業主体 つがる市内りんご共同防除組織

対象経費(税抜き) 県りんご病害虫防除暦で指定している散布回数を超えた、りんご黒星病特別散布の10a当たりの散布に要した費用

補助金の額 補助対象経費の3/10以内10a当たり2,300円を上限とする。

受付期間 1、3の受け付けは3月30日(月)~4月15日(水) ※土日祝日を除く

2の受け付けは4月1日(水)から予算がなくなりしだい締め切ります。

必要書類等 見積書、滞納がない証明書、通帳、認め印、機械の場合はカタログ、組織・集団の場合は規約・管理運営規定等(事業の要件により、その他の書類等が必要になる場合があります)

留意事項 ①令和2年度内に事業を完了すること ②補助金の交付決定前に発注したものは対象外
③つがる市民であり、市税の滞納がないこと ④予算の範囲内での補助となります。

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線414・411)

新規就農者を応援します 国の農業関連補助事業のお知らせ

事業名 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

交付額 就農1年目150万円、2年目以降は総所得に応じて交付。最長5年間交付

申請要件（すべて満たす必要があります）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること
- (2) 認定新規就農者（青年等就農計画の認定を受けた者）であること
- (3) 青年等就農計画が、農業次世代人材投資申請追加資料と要件が適合していること
- (4) 農業経営を開始して5年後までに、農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること（5年目には所得が250万円以上の計画であること）
- (5) 生活保護・失業手当など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給とにならないこと
- (6) 自ら農地の所有権もしくは利用権を交付対象者が有していること（農地が親族名義でも利用権設定をすること）
- (7) 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りていること
- (8) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引をすること
- (9) 交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理していること
- (10) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
※継承経営する場合は、親（親族等）の経営作目と同作目でないこと
- (11) 市が作成する人・農地プランに位置付けられていること
- (12) 交付期間終了後、交付期間と同期間以上の営農を継続すること
- (13) 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること

■親元に就農する場合であっても、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。ただし、交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であること。

説明会および受付日時 4月7日(火) ①10時～ ②13時30分～

※受付時に要件等の就農計画（作目・面積・農地・就農状況）を確認します。

なお、本事業は予算範囲内となっていますので、申し込みされても採択されない場合があります。あらかじめご了承ください。

受付場所 市役所2階 農林水産課（申請者本人が提出してください）

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線412）

木造農村環境改善センターの利用手続きが変わります

4月1日より、木造農村環境改善センターを利用する際の手続きが、下記のとおり変更されます。

- ・利用許可証は、申請書提出時にその場で発行します。
- ・利用料金は、利用当日に木造農村環境改善センターで徴収します。

利用申請書等は、これまでと同じく、木造農村環境改善センターに提出してください。

管理およびご利用の連絡先 木造農村環境改善センター ☎42-1522
シルバー人材センター ☎42-1200

【問い合わせ先】 農林水産課
電話42-2111（内線412）

市税等は
納期限内に
納めましょう

3月は

右記の納期限と
なっています。

「国民健康保険税」第9期

「介護保険料」第9期

「公共下水道使用料」

「利用者負担額（保育料）」

市税等を口座振替で納付している方は、口座残高の確認をお願いします。

「後期高齢者医療保険料」第9期

「住宅使用料」

「農業集落排水処理施設使用料」

の納期限となっています。

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111（内線222）